

經濟學論叢 每月一日發行  
 第四十九卷第六號 昭和十四年十二月一日發行  
 大正四年六月二十一日 第三種郵便物認可

# 東京帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第十四卷第六號

昭和十四年十二月

## 論叢

近世中期の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎  
 波動の内在性……………文學博士 高田保馬

## 時論

水産食糧の確保と漁業組合……………經濟學博士 蜷川虎三  
 法幣對策論の起結……………經濟學士 徳永清行

## 研究

遼史食貨志に見られたる經濟思想……………經濟學士 穂積文雄  
 問屋の歴史的特質……………經濟學士 堀江英一  
 エッチワースと「統計の方法」……………經濟學士 馬場吉行

## 說苑

クラークの植民地無價值論……………經濟學士 金持一郎  
 大工場が地方經濟に及ぼす影響……………經濟學士 菊田太郎

## 附錄

## 彙報

外國雜誌論題  
 本誌第四十九卷總目錄

(禁轉載)

## 法幣對策論の起結

德 永 清 行

## 一 序

中華民國維新政府が成立したのは昨年三月であつて、中支の金融通貨工作は當然に要求される所のものであつたが、五月以降に於て殊にこれが調査研究に考慮が用ひられたのであつた。即ちその一見解は一つの政權が誕生したる場合に、その政權独自の通貨制度が樹立さるべきは必然の要求なりとして、北支の蒙疆銀行或は中國聯合準備銀行のそれと同じく、中支に於ても所謂法幣を驅逐して通貨鬭争をも辭すべきに非ずとする急進派的のものであり、これに對しては、北支の苦盃を中支に再び繰返して嘗むべきに非ずと戒め、殊に中支の複雑なる經濟實狀に順應するを得策と見たる現實派の見解として現れたものがあつた。かくして各箇提案としては中支獨立幣制案或は聯銀券南流案の如き獨自通貨實施案があり國際通貨新設案或は法幣國際管理案の如き國際通貨協定案があり更に銀本位復歸を立前としたる民幣案等々の如き對策意見が展開したものであつたが、現實に登場したものは、本年五月一日、新通貨體制樹立への目標下に上海に新設されたる華興商業銀行であり、これが發行にかかる華興商業銀行券(以下華興券と稱す)である。中支の錯雜せる列國權益と資本の關係を縫ふて本格的なる中支新幣制

に到達すべき使命を帯びて踏出したものではあるが、敢て法幣打倒の舉に出でんとするものでなく新通貨體制の確立までには時期の爛熟を俟たんとするものであつて、「従つて新銀行の開設を以て中支新幣制の確立成れりとする事は、凡そ見當外れであつて、これは唯『大きく育たんがために小さく生れ』幣制確立の端緒を生んだにすぎぬのである。華興商業開設の意義はその膽立てを終へた點ではなく今後之を如何に盛り立て、ゆくかに重要性がかゝつてゐる<sup>1)</sup>」との華興券にかけられたる前提は今時事變の意義を識る向へは均しく承認されるであらう。而してその時期とは、受動的に、法幣の崩落を支えてゐる援蔣策の消長を以て限度とすべきものではなくそれは授動的に治安の確立を基調として自ら開拓し、自ら結成し行くその通貨金融工作の一步々々に於て招致さるべきものなのである。

中支幣制策として惱み抜かれたる一年有餘に於ける種々雑多な論旨は大別して既述の急進論とその反對に立つ現實論とも云ふべき視野に於て顧みるを得るが、觀點を變えれば法幣廢棄を採るか存置せしむるやにより法幣否定論と法幣肯定論ともなり、或は圓プロツクを中心とするや否やによりその一環としての圓プロツク通貨論と獨自通貨論ともなり、更に新幣制協力の分野からは日支協力論と國際協力論にも大別することが出来るであらう。それ等は何れも中支の現實認識に相異するより派生したものであり各々夫々の立場を有するものであるが固より相互に關聯あり、それ等の動向は治安の維持と民心の收攬が可能である限りそれだけ新幣制の基礎の鞏固を築くものであり、同時に實狀即應の議論もその歸趨に協調點を求め易くなつて來る譯である。ここではそれ等の法幣對策論の主なるものにつきて便宜上これを法幣否定の立場と法幣肯定の立場に大別して、對策の發展過程を略述

1) 東亞問題調査會編、大陸の通貨建設 p. 108

し以てその歸結に及ぶこととする。

## 二 法幣否定の立場

(一)論據 法幣は敵貨にかかわり、これが流通を容認することは支那民衆に與ふる影響上憂慮すべきものありとの感情論、一政權の樹立さるるならばその政權独自の通貨を有すべしとの政治論、更に法幣を自在に流通せしむる時は蔣政權はこれが發行權を利用して、戰費を調達し、軍需物資を購入するの手段たらしむるを以て法幣禁止を實現して、戰爭行爲を急速に終結に導くべしとの軍事論、或は法幣の占領地域に於ける流通は蔣政權の支配力の占領地域への擴大であり、これがため東亞協同體の基礎固めを阻害するものであるから、蔣政權下の經濟基礎を破壊し支那經濟を改造するに當りては、その基礎の一つたる金融通貨機構を破壊すべく、ここに法幣の禁止理由を求めたる經濟論等を論據として法幣を否定的に扱ひたる立場をここに一括する。

均しく法幣を否認するも、その態度の強弱による時は法幣は早晚崩壊するものと極めて樂觀的に見てゐるか、打倒するとしてもそれは容易なりとするもの、又たとひ打倒容易ならずともその存在を撲滅すべしとなす立前の何れかにより區別することが出来る。第一次の崩壊論とも稱すべき見解に於ては受動的、消極的立場であり、樂觀的に事態の推移を眺めんとしたるものであるが、法幣打倒論或は法幣撲滅論とも云ふべき見解は法幣の流通を授動的に、積極的に禁止せんとする態度となるは言を俟たない。

(二)限界 (イ)法幣崩壊論 右の如くこの論旨によれば支那の經濟及び軍事機構を以てしては事變の進行に伴

ひ法幣は必然崩壊の一途を辿る外なしと見たものであり、法幣對策としては無策の策に法幣の存在廢棄を期したるものであるが、これは餘りに法幣の基礎を脆弱なりと見たる過小評價の誤謬に陥つて居る。蓋し法幣は既に昨年三月十三日以降崩壊の第一歩に入りたるものであり、遠からず法幣の最後の幕が下りるであらうと推測した向も多かつたが、事實は意外に鞏固にして、簡單にはその崩壊に至つてはゐないのである。

(ロ)法幣打倒論 法幣は打倒すること容易なり、さればその存在をなるべく時間的に速力を加えて打倒するを意圖したるか或は法幣は崩壊すべく豫測され乍らその基礎に案外持久力ありとしても敢て通貨鬭争を挑みて撲滅せんとする時は均しく法幣否定の立場ではあるが前者は實踐上の平易を豫期したるものであり後者は實施上の困難を覺悟しての對策である。事實、法幣は容易に崩壊せずさればとて撲滅至難として拱手するに非ざれども一舉に撲滅を策するよりも治安の維持に並行して新通貨に具備せしむべき信認を普及せしむるに考慮の餘地を残す時は、法幣否定の下に提唱されんとする中支新幣制對策は、實際の運用に當りての時期尙早の憾なからんことを期するに於て他面に法幣存在を若干容認したる立場に緩和されるのであり、然らずして法幣打倒の舉に出づる時は當初より激烈なる通貨鬭争を挑んとするものとなる。その何れに於ても、法幣は否定され、即ち互壞するか、或は打倒されるものなるを以てこれに代りて登場すべき新幣制が準備されなくてはならない。

(三)提案 (イ)聯銀券南流案 極めて樂觀的に事態の推移を想定すれば、法幣崩壊後に於ける中支の通貨對策としては既に北支に設立されたる中國聯合準備銀行の發行券たる聯銀券を中支に延長流通せしめんとする見解が採入れられる譯であり、中支に新幣制を樹立する代りに、中國聯合準備銀行の分行を設立することなどを具體的

に推進して行かんとするものであつて、其性質上北支新政權關係の向より提唱されたものである。<sup>2)</sup> 併し乍らこの意見は聯銀券の實績によりても教へられたる如く、應急の措置としては不得策なるは多言を要しない所である。

(ロ) 中支獨立幣制案 右の聯銀券南流案と同様に法幣驅逐の態度の下に中支獨自の立場を強調したるものにして中支方面の政治關係者より主唱された案である。その根據は中支の幣制は北支とは別個獨立のものたらしめて新通貨制度を確立せんとするにあり、中支は既に一個の政治形態を具備せる獨立國家なるを以て中支經濟領域には獨立の幣制を樹立するを以て適應の策なりとし具體的には中支に維新政府の中央銀行(例へば華中維新銀行と云ふ如き)を設立して中支の金融を統制し紙幣を發行し、新通貨による法幣の代位を提唱する統制通貨實施案である。本案は一見明瞭なる如く、急進派の見解を藏するものであり、中支の現實に即しては適應の策なりとして直ちには採り得ざるものと評されざるを得ない。<sup>3)</sup> かく以上の二案が不得策乃至不可能なるに於ては、別途に新通貨を樹立するか又は妥協的な對策への移行を求めなくてはならないこととなる。

(ハ) 國際通貨新設案 中支の地域が國際關係複雑なるを以て日本の單獨行動を以て處理し、他國の權益を繞る紛糾を發生せしめるよりは、中支經濟の繁榮のために各國と協力して、政治より切離したる純經濟的なる幣制を樹立せんとするものである。かくする時は、日本と對列國との外交關係を調整し、各國の援蔣政策を間接に阻止し得るものであるから、中支現地に於ける進歩的意見なりとして唱へられたが、これは理論的に卓越性を持つと看做されるけれども實際問題として英國の協力に難點があり、日本の立場について再考の要が横たわつてゐる。

(ニ) 外貨聯合準備庫券案 右の如き國際通貨樹立についての實現上の容易を企圖し地域的に限局したる上海現

2) 法幣之回顧與前瞻 經濟研究第一卷第一期 p. 127 前掲、大陸の通貨建設 p. 101  
 3) 前掲、法幣之回顧與前瞻 p. 127 4) 前掲、法幣之回顧與前瞻 p. 127 前掲、大陸の通貨建設 p.p. 101—102

地だけの對策であつて、日、外、支共同組織の外貨聯合準備庫を設立し、外貨庫券を發行せしめ、この種新通貨には所謂貿易通貨面の機能をも具備せしめんとする案であり、支那金融業者から提案されたものである<sup>5)</sup>。本案は政治的要素から離脱して考案された特色を有するがそのこと自體が事變處理案として實際上適切なりやには多分に問題を殘すものであり、且本案は地域的制限あり、局部的性質に制約されて、將來に向つても多くを期待し得ないものであり、同時に場所的制約あるに於ても何等右の難點を緩和するものともならない。

(ホ) 銀本位復歸論(民幣論) 聯銀券の南流或は中支獨立貨幣の創設の如き統制通貨實施案は、云はば急進論であり、國際通貨協定案の如きは理論的には贊成を受け得られても實施に難點を持つとすれば、現狀に即して妥協可能の領域を求めて漸進的見解を検討するか、更に見解を變えたる法幣觀を求めなくてはならない。支那經濟の特殊性を強調して支那をして寧ろ金爲替本位制を放棄せしめて、政治勢力から獨立したる貨幣とし、これに商品價值を把持せしめ、自由處分可能なる銀を以て通貨とし幣制改革以前の銀本位制時代に復歸せしむるが支那の國情に適合し、民衆の歡迎する所となるであらうとして提唱されたものがこれで、法幣に對して民幣案とも稱された所以でもある。

本案は支那側の文獻<sup>6)</sup>によれば日本國內の注意を強く惹ける如くに傳えて居るが、土屋計左右氏によれば「本案は東京に於ては存外贊成者が少かつた<sup>7)</sup>」としてある。反對論の要旨としては高垣寅次郎氏のそれを要約すれば(一)舊銀本位に逆戻りするは時代錯誤なること(二)支那の銀保有量の少額なること(三)米國の銀政策に支配せられることであり、土屋氏によれば(一)銀が支那の國情に適して居ること(二)支那の銀保有量についての懸念なき

5) 土屋計左右氏、中支新幣制に就て、エコノミスト第十六年第廿六號 p. 17  
6) 前掲、法幣之回顧前篇 p. 128 7) 前掲、中支新幣制に就て p. 17

こと(三)米國銀政策によつて支配されざることを以てし更に具體的の説明が與えられてゐる。<sup>8)</sup>支那の銀本位復歸を單なる銀本位論としてでなく、支那の新幣制に當つて銀を使用せんととの考慮を拂ふことは殊に中支の現狀に即して新通貨の基調たるべき民心收攬を顧慮する時、慣行の持續なる背景を持たざる新登場の通貨が信認の普及を圖るにはこの民幣論は示唆に富むものである。

蓋し、單に銀本位復歸説とも云ふべき見解としてならば銀價の低落或は比較的安定に刺戟されて既に別途に考慮されたるものであつて、銀本位に於ては爲替の動搖は當該國の支配の及ばざる要因によりて影響を受けるは免れ難きものと云ふべく、銀爲替の不安定が國內の必要により喚起されざる再調整を屢々要求されることを考慮する時單なる銀本位への復歸は寧ろ差控ふべきが要求されるであらうが、限局して即ち金爲替本位制に依るとした場合に於ける銀の使用としてならば治安の確保へ至る道程の對策としての適應性には考慮さるべき性格を見得るのである。併しそれには法幣存立の理由を究明することを先決として論じられなければならぬであらう。

法幣の價值維持の真相が法幣それ自體に價值維持の根據ありとて即ち法幣は究極正貨に連繫して價值を有すと見る時は、こゝでは金に連繫を有することについて金そのものを通貨の基礎として適切であり、正當なるものとするのではないが、民幣論の根據は弱きものとならざるを得ない。蓋し民幣論は治安の確立充分なるを得ざるに於て民心收攬の方途として一應首肯されるものであるがこれと共に治安の確立充分ならざるに於て然も法幣は依然として價值を持續し居るとせば、所謂民幣への期待は薄らぎ、法幣に代位すべき通貨には問題の基本に歸りて具備されねばならぬ職能が要求されるのである。それは法幣の價值維持の連繫を絶ち又は弱化せしめるものでなく

8) 前掲中支新幣制に就て p. 17

高垣寅次郎氏、法幣制度の動向とその對策、支那經濟年報十四年版 p.p. 372—373

9) W. Y. Lin, The New Monetary System of China p.p. 146—147.



てはならないのであり、この機能は民幣を離れて考ふることも可能であり、又若し治安にして確立されて行くとせば法幣に代位する通貨は民幣ならずともよくその目的に副ひ得るものを以て代位せしめ得ることが更に容易となるであらう。<sup>10)</sup>

以上法幣否定の立場は概観して理想的なりとしても急進的なるか、理論的根據に富むとしても實現に難關あり、當面の實行案としては躊躇されたるものである。現状を以て法幣抹殺論を貫徹せんとせば法幣の價值維持の根底を切斷しこれに代位し得る新通貨に非る限り法幣との通貨鬭争に於ては豫期すべき奏效は期待し難く、讓步せば地域的に限局するか、時間的に制約して漸進主義を採らざるを得ない。独自の統制通貨實施案としては地域的に制約すれば新政權單獨か或は日本独自の新幣制樹立案か、將又日支協力によるものを可能としても何れに於ても小規模新幣制樹立案となり、極めて小規模に於ての出發となるべく、規模の擴大を要求せば、時間的制約を前提とせざるを得ざることとなり、國際通貨協定案に準ずる時は地域的に制約されたる小規模の外貨聯合準備庫券案又は時間的に制約されたる暫定的外貨使用案等となるのである。<sup>11)</sup>地域的に限局して小規模案として新統制通貨實施案を考慮する時はその實現は可能性を増大するものであるが、之に反して國際協力外貨案の如きは政治的に獨立せる通貨たるに於て強味を持つけれども新政權の政治勢力より離脱せる通貨案としての實施上の不利性は小規模に制約することに於ても緩和するものではなく、寧ろ一步を進めて、たとひ若干の摩擦は惹起すとも新政權乃至その背景に於て統制通貨實施案が採らるべきものと云ふべきである。右に云へる時間的に制約して漸進主義に依るに於ては法幣に對して暫定的にこれが抹殺的立場を差控ふるものであるから後述の範疇に於て取扱ふことが

10) 藤川靖夫氏、法幣諸論の展望と批判(上)、ダイヤモンド 第二十七卷 第六號

p.p. 12—13

11) 前掲、中支新幣制に就て p. 17

出来る。

### 三 法幣肯定の立場

(一)論據 以上の如く法幣を抹殺するに於て法幣は何れは崩落はするが互壞の時期は早急には來ないとせば、法幣廢棄についての態度に相異を生ずべく、法幣の廢棄てふ前提を暫く置き、法幣抹殺に正面より衝突するを避けて中支通貨案を考究したる立場となるから、こゝにはこの一群の見解を集めて見る。

法幣肯定の立場に於ても消極的態度を採るものと積極的態度に依るものとに限界を求め得るが、前者は法幣放任論とも云ふべく後者は法幣擁護論とも稱することが出来るであらう。

(二)限界 (イ)法幣放任論 法幣を見るにその基礎極めて鞏固にしてこれを打倒し得ずとしての諦觀的放任論も考へられるがこゝで云ふところは法幣は感情的には敵貨として否定すべきも經濟的にはこれを排除すべきや否やに緩和點を求めて中支通貨策として法幣の存續或は消滅はその自生自滅に放置して、法幣に便乗するを以て得策とすとの見解である。云はば中支經濟の複雑性に鑑み、新通貨の確立は法幣自身に動搖發生まで待機せんと觀察したるものであるから、その前提となる所のもは法幣がその價值安定可能なる限りに於て立論され得る譯である。されば「事變勃發以後、速かなる法幣の崩壞を豫斷したことが、過少評價の誤謬に陥つてゐたものであつたと同じやうに、今日法幣價值の永續的な安定を期待することは、逆に過大評價の誤りに陥つてゐるものでなければならぬ」との土屋氏の解説<sup>12)</sup>を實情に照合するに於て、法幣放任論は法幣存置の限界としては當然に時間的に

12) 土屋計左右氏、東亞經濟プロワクの通貨及び金融制度 p. 7

制限されるものとなる。

(ロ)法幣擁護論 法幣の存在を肯定するに於ても法幣放任の立場より更に積極的に法幣を擁護すべしとの態度は觀念的には考えられる。併し乍ら放任論を法幣はやがては動搖するとの立前に限局したると同様に、擁護論と云ふもそれは法幣が崩壊に向ふとしてこれを積極的に擁護すべしとの態度乃至は法幣の不動搖を前提として更に擴大強化せしめんととの態度でなく、ここに云ふ擁護論は法幣そのものを全面的に支持擁護すべきものなりとして擁護的見解を貫徹するものではない。日滿支經濟の調整を基調として新幣制の確立に賛意を表するが、現状を以てして直ちに國民政府と支那民衆の團結を切斷し、對支援護國の協調を日本の指導的立場に獲得することの如何に疑惑ありとして、しばし法幣を擁護せんとする態度である。されば法幣の價值持續可能なりとしてその存在を肯定し乃至は價值動搖は免れずとしてたとひ放任的態度より擁護的態度へ進行しても、態度そのものの積極性を加ふるにとどまり、目標到達點は均しく法幣便乘の見解以上に出づるものではない。

(三)提案 (イ)暫時法幣放任案 字義の示す如く法幣の價值持續の根底の強弱如何を打診しそれを繞る一聯の關係を看取して、發動的なる擁護までは要求しないが、傍觀して暫し法幣の成行に委せんとするを以て得策とするものであつて、この見解については吉田政治氏の對支通貨策に傾向を同じくするものを見出し得る。即ち同氏の通貨對策の骨子は現地實狀に適應せる通貨を造ることであるが、現在の法幣は直接之を打叩く態度を採らず、之を或程度現在ある通りに認めて、それに適應した通貨を造ることであるから、その法幣放任觀は直ちにこれに追從する所の通貨建設案を必要とするものである。更に同氏によれば「國際關係を考へ、日本の今後の大陸經營の

問題を考へ、又日本の支那に於ける多額の支拂と云ふやうな種々の方面を考へて、<sup>14)</sup>法幣觀の是正が唱へられてあるが、左様に説かれる法幣なるが故に、法幣をそのまま放置することも出来ないこととなるのである。この點については吉田氏に於ても實情に適應せる對支通貨策として提唱されたものがある。それは、(一)法幣の暫時放任を出發點として、(二)對內的にも對外的にも機能を有する通貨であつて、(三)各般の大衆より反對されざる通貨たることを基調とするものである。<sup>15)</sup>これなれば日本或は新政權が如何なる通貨を造つてもそれは健全に進み得ると云つてあるが、その要求を充す通貨を有效適切に實施すべき云はば補強的條件に檢討が必要となつて来る。

(ロ)暫時法幣擁護案 法幣の崩壞は中支民衆の經濟力を破壊するを以て新政權の基礎に打撃あり、延て日本にも影響不利であり、加之第三國の東亞新秩序建設に對する觀察に疑義を抱かしむるを以て、法幣を寧ろ擁護して中支財界の安定を圖り、新政權の基礎鞏固を期すべきに非ずやの意向の下に存立する擁護案である。<sup>16)</sup>支那民衆の國民政府擁護乃至英國の援支態度により法幣が穩定なるを得たるものとせば支那大衆の怨を買ふを止め、援支國との協調を保ち寧ろ法幣を巧に驅使するものの支配に屬せしめんとの意向を見受けるけれども、固より制約されたる限界に於て法幣擁護を説くべきであり、對法幣策は情勢の變轉に従ひ最適の策への改變に應ずべきものなるは勿論である。従つて法幣放任或は擁護の策は法幣の安穩性に便乘せんとする立前であるから暫行策としてのみ存在の意義を有するものであり。これに後續する中支新幣制案の何者かが登場して來るを要する。

(ハ)法幣國際管理案(法幣離脱中國案) 放任か擁護の立場で法幣の存置を肯定してもやがては中支に新通貨を以て代位するものと限局したが、觀點を變へて法幣そのものは抹殺しないけれども、政治的には蔣政權の掌中にあ

14) 前掲、最近の支那通貨事情 p. 136

15) 前掲、最近の支那通貨事情 p.p. 143—144

16) 前掲、法幣之回顧與前瞻 p.p. 132—133

る法幣を國民政府の手から離して法幣發行權を各國組織の國際委員會の手に移し法幣の需供を調節し、價値の安定を圖り列國は通商上の利益を保全し、中支の繁榮を期すべく國民政府から濫用されることなき純經濟上の獨立通貨たらしめんと云ふ主旨がある<sup>17)</sup>。併し本案の如き國際協力による幣制案は理論的立場で有力視し得るとしても協力國間の利害關係から實現上の難關があり、政治的要素から離れて經濟的立場を強調するとしても現實問題として支那新政權の政治的勢力の及ばざる通貨の出現には多分に考慮を要するものがあるから期待薄である。

(二)名目的貨幣單位設置案 法幣の流通は暫時許容することとして(一)海關金單位を以て名目的な價値單位とするか(二)金圓單位を名目的に設定するを骨子とするものであり、民間流通の法幣に打撃を與へず、資金を要せず、外國側との摩擦を生じない等の利點が擧げられて居るが、同時に實際運用上の難點を抱藏して居ることを看過出來ない<sup>18)</sup>。

かくて法幣肯定の立場も概觀する時は法幣そのものの支持には非ずして新幣制樹立への漸進的過程に於ての存在承認以上に出づるを要しないのであつて、これに便乗する立場に於て云はば「法幣利用論」として取扱ふに止まるのである。従つて法幣肯定の立場に於てする法幣對策論は法幣利用度の高低に於て考究さるべきものであり經濟上の優越性のみ幻惑されて、東亞新秩序建設に支障を残す如きことは當初より警戒し差控へなくてはならぬ。由是觀之、法幣國際管理の如き國際協力案は採らず、ただ時間的に暫定的なる法幣肯定の領域に止めて、普及の限度に地域的制約は免れずとも法幣に代位する新統制通貨實施を立前としてその成育を促進せしむべきに進路を求むべきであらう。

17) 前掲、法幣之回顧與前瞻 p.p. 127—128  
 前掲、大陸の通貨建設 p. 102  
 18) 前掲、大陸の通貨建設 p.p. 102—104

## 四 法幣觀の是正

(一) 名目性と金屬性 法幣は一九三五年十一月四日の新貨幣政策に於て管理貨幣として登場したるものなることは周知のことであり、國民政府が一片の不換紙幣で銀を強制的に國有化することを骨子としたものであるから不換紙幣としての法幣の健全性は疑問視され、從つて動亂や事變に際會しては法幣不安人氣が推測され、惡性インフレーションの懸念を藏して居るものであつた。從つて法幣は今次の事變の進行に伴れても、程なく崩壊するであらうと觀察されたが時日の経過と共に見直すべきものがあり、新通貨は差當り無駄な摩擦は避ける立前に於て考慮されるに至つたが、法幣價值維持の根據につきては特に考究を要するものがあるから、この項目と次の項目に於て一應の検討を行ふこととしたい。管理通貨としての法幣は正貨の「自動的」調節から紙幣の「管理的」調節に移されたものであるから、支那に於てもその中央銀行は貨幣と信用の量を調節するに全權を持つものと云はれる段階に到達してゐるものと一應は云ひ得られる。そこで蔣政權の非常時金融の立前に於て(一)統制主義が遵守され(二)國家觀念涵養が促進され<sup>19)</sup>ば、法幣價值維持の根據が觀念的には説明づけられる譯であるが、管理通貨としての機能を法幣に否定する時は支那經濟の特殊性を強調たしる法幣對策として多分に地方的色彩に富んだ舊式金融組織を考慮したる通貨案或は幣制改革以前の銀本位制時代に復歸せしめんとする銀本位復歸論の如きが首肯され易くなる。併し乍ら法幣はその基礎豫測の如く脆弱ならずとして逆に管理通貨としての法幣を承認するに於ては不換紙幣化したる法幣の價值維持の根據を單に國民政府の法幣への統制主義を以て足るかに當面する。こゝに

19) 劉百川主編、國防與金融 p. 99

於ても現銀を立前とする銀本位復歸の民幣論はこの虚を衝くべき現實的強味が約束されるのであるが、問題の解決には、更に法幣の價值維持の真相を追求してこれを先決として打診しなくてはならない。法幣價值維持の根據としては非常時金融の原則として管理通貨本來の要求の下に法幣のデフレーションへ拂はれたる努力と國家の金融統制に對する國民の信賴増大策を考慮すると共に、この民衆と法幣との結合力の基礎を更に深めて検討しなければならぬ。新通貨の前提は民心の支持を急務とするが、法幣が大衆の支持を受けて居ることには一面、支那に法幣以外に通貨がなかりしことも一原因たるべきも、他面、究極に於て法幣支持の源泉として、第三國の支援が繼續せしことに至つて綜合の結論に到達するのではあるまいか。それは援蔣國の抽象的なる支援と云ふにとゞまるものでなく、統制主義の達成も租界を介して支那を支援する第三國庇護の下に貿易に爲替にその管理と統制が徹底し得てこゝに有效なる所謂國防金融の實を擧げ得たものであり、この關係を繞つて支那の在外正貨の獲得乃至保持が遂行されて法幣自體が價值持續の相應の根據を現實に有し若くば有し得る状態に置かれてゐることにまで掘下げられなくてはならない。<sup>20)</sup>それは管理通貨としての法幣と國民信認の基礎を明かにするものであり法幣と信認の關係はこゝまで追求さるゝことが必要となつて來る。

(二) 戦争經濟と經濟戦争 事變後の經過に徴して見る時、支那の通貨に關する日本の態度には遺憾な場面を展開したものであるとは度々聞かされる所であるが、それは對支通貨建設工作の表面的部分に於けるものに認められると共に、裏面的に潜む事情についても再考の要が多分にあり、同時にそれは法幣觀の修正となり新通貨政策を有效適切に導かんとする素地を與ふものとなるのである。支那事變についての日本の態度は蔣政權は相手にせ

す然も無辜の民は傷めないことにあるが然らば一體何を相手にするかとの語句上の撞着は一考することに於て解明可能であるけれども、今次事變の性質上、破壊は直ちに建設によりて終始されるものであり、敵を迎えて討つに非ずして征きて撃たなければならぬ以上、當面の戦争經濟遂行と共に敵方乃至これを繞る一群との經濟戦争に征覇を期すべき慎重の用意がなくてはならない。具體的には膺懲戰の擴大に伴ひ兵站運輸の激増と共に在支の官民邦人増加に伴ふ財貨運送の増大もこの角度に於て見直されなければならぬ切實な問題であり、資金關係も均しくこの角度より顧慮を要求せられるものがあり、軍民を一丸としての人と物と金との大陸進出は多分に検討すべき内容を持つてゐる。支那を立前としてその輸入を考えれば、輸入の相當部門は日本からの上述關係による輸入であつて従つて支那としては輸入決濟資金の必要を生じない輸入の増進となり、日本から云へば右の輸出はたとひ増大しても外貨獲得とはなり得ざるものである。又支那の輸出は法幣を通じて蔣政權の外貨獲得に集中され、それはやがて蔣政權の軍需資材購入の資源となり得るものであつて、租界はその中立性あるが故に、援支第三國の庇護の下に或場合は支那そのものとして或場合は租界として、都合よき状態に糊塗されて、蔣政權への活力補給の足場となつたものである。かゝる關係は日本から見れば、人の關係は在支邦人の共喰ひとして、或は通貨の關係と物の關係に於ては結局支那人に物と利とを供すると云つた結果になつてゐる。<sup>21)</sup>もつとも日本財貨の對支輸出は圓貨の支持と云ふ目的も持つてはゐるが法幣の立場に於て見れば法幣價值をも支持すると云つたやうな矛盾も生じて來たのである。それ等は凡てが本格的に大陸經營の軌道に乗る時自ら解消するものであるとは云へ、この經過的に脊負される重荷の排除は同時に支那の通貨についての日本側の態度として當面の對策となるのである。

21) 前掲、最近の支那通貨事情 p.p. 133—141



かゝる法幣なればこそこれに對する對策として中支新幣制問題が焦眉の急を要したものであり、一度出發せる新通貨に對しても補強改善の工作を次から次へと要してくるのである。こゝにも法幣と第三國支援の現實的な内容に到達せんとするに當りて貨幣と財貨の關聯を通じて法幣觀の是正が要求され得るのである。

## 五 結

法幣を支持するものは支那民衆と國民政府の團結であり、その團結の基礎は概要既述の如き状態にありとする以上、法幣を打倒し撲滅して新貨幣を以てこれに代え、國民政府と民衆の聯繫を絶たんとするは、戰鬪行爲と併行して經濟工作の重要事であり、支那幣制問題の解決は東亞新秩序の第一次工作として採られなければならぬことは均しく承認される所であるが、緊要事に屬すと雖も急進的の見解は却つて當面の適應策たり得ず、又たとひ理論的示唆に富むものにしても實現困難の支障あるに於ては、有效策とはなり難い。

こゝに法幣對策案の動向を歸納する時既述の如く法幣廢棄か法幣存置かの立場は支那の通貨についての日本側の態度として論ずる限り法幣利用の進路を採るべきものなるを指示するものであり、この時間的なる制約を地域的制約に併せ考ふる時法幣支援の第三國との協調案たる國際通貨協力案はとらず、寧ろ過渡期の開拓的勞苦は甘受して獨自の統制通貨案に依るべきに方向付けられる。こゝに出發點を求め、現實には日本獨自案を以てか或は支那新政權單獨案を以てするか、或は日支協力案に求むべきやに到達するのであるが、この場合留意さるべきことは法幣利用の立場に進路を求めしめたる實狀に鑑み北支に於けるが如き日圓聯繫の通貨は當面の適應の策とし

ない。新通貨の創設は單に通貨の多元性を加ふるに歸結することなき様には豫め警戒すべき所であり、この新發行通貨に課せられる所は、これも當初の北支の通貨工作とは趣を異にして新通貨に具有すべき貨幣の對外購買力機能の強調されしことであつた。

而して現實の法幣に直面しては固より拱手傍觀の機にあらず、既に議論に終始すべき秋にも非ざれば、具體的對策の顯現が要求さるゝや切なるものあるに至り、事態は須らく積極的對策へ進路を採らしむるに至つたものであるが、既に述べ來りたる如く焦慮して局部的解決に終始するよりも對策の基調はたとひ小規模に限局すとも將來の飛躍に備え得る素地を有するものなるを前提として、對策の動向は法幣の情勢變轉に即應し法幣を利用しつゝ、新通貨独自の健全なる確立を期すべきものとならざるを得ないのである。

これ等の要求に促進されて、かゝる方面の具體化として實現したるものが先きに述べたる華興商業銀行の發行する華興券であり、華興券の機能を檢討することによつて中支新幣制案への要求實現の程度を知るべく、これが補強擴大の策を劃することによつて、將來に對する華興券乃至はこれを繞りての新事態の展開に期待するところが可能となつて來るのであるが、それについては稿を改めることとする。